

留総総第255号  
平成30年3月14日

留萌市監査委員 岩崎智樹 様  
留萌市監査委員 坂本守正

留萌市長 中西俊司

定期監査の結果に基づき、又は結果を参考として講じた措置について  
平成30年1月31日付留監第166号で報告のあったこのことについて、定期  
監査結果に基づき、又は当該監査結果を参考として講じた措置を、地方自治法第1  
99条第12項の規定により通知します。

(総務部総務課総務係)

## 定期監査の結果に基づき、又は結果を参考として講じた措置

### ① 収入未済額繰越について

財務会計システムだけではなくシステムとの整合性も確認し、適正に処理をするとともに、会計課においてもチェックを強化し、正しい金額の把握に努める。

### ② 督促状について

滞納処分や時効中断の原因となることを十分に理解し、留萌市債権管理条例等関係法令に基づき決められた期限内に督促状を送付し、適正に事務を執り行うよう改善する。

### ③ 滞納者の個別管理

本人の収入はもとより、生活実態や世帯の状況についても調査により把握し、滞納管理台帳については正確に記録・整備していく。実態を十分把握した上で、分納額の算定については滞納者の個々の状況に応じた設定に努めるなど、柔軟に対応する。

### ④ 滞納整理

一部の滞納者への対応を放置することがないように、滞納管理の知識の習得に努め、留萌市債権管理条例等関係法令により適切な事務処理を行う。

### ⑤ 債権の消滅及び放棄、不納欠損処理について

債権の回収に最大限努力し、未納分については滞納者の実態調査を行い、徴収が困難であると判断されるものについては執行停止等の処理を行うなど、漫然時効とならないよう適切な事務処理を行う。

### ⑥ 延滞金の徴収について

延滞金の徴収については、地方税法及び債権管理条例に基づき適正な事務処理に努める。

留市教学第1052号  
平成30年3月20日

留萌市監査委員 岩崎智樹様  
留萌市監査委員 坂本守正様

留萌市教育委員会教育長 早川 隆

平成29年度定期監査の結果を参考として講じる措置について（通知）  
平成30年1月31日付け、留監第166号にて報告のありました件につきまして、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その結果を参考として講じる措置を通知いたします。

(学校教育課庶務係)

## 平成29年度定期監査の結果を参考として講じた措置

### ① 滞納状況とその理由を明確に把握し、かつ記録しているか。

- ・ 「未熟児養育医療制度利用者負担金」における「滞納者台帳が作成・管理されていない。」については、留萌市養育医療事務取扱要綱に基づき、滞納者台帳を作成・管理し、適正に処理する。
- ・ 「児童福祉費返還金」における「執行停止にあたり、預貯金調査を行っていないなど、生活の実態や収入状況が十分に把握されていないことから、面談や実態調査等を詳細に記録し、滞納整理に努められたい。」については、留萌市児童扶養手当過払金事務取扱要綱に基づき、滞納者の現状を把握するなど、適正に処理する。

### ② 督促、催告及び時効中断手続は適時、かつ適正に行われているか。

- ・ 「保育実施費負担金」における「督促の発送が遅れているものや、決定書や決裁に年月日の未記載や日付誤り、分納誓約書と個別調定一覧の金額が一致していないものが見受けられた。」については留萌市保育料滞納整理事務処理要綱に基づき、適正に処理する。
- ・ 「未熟児養育医療制度利用者負担金」における「督促は送付されているが、道外に転出しているため整理が進められていない状況であるが、未収金については、面談等早めの対応を行い、留萌市債権管理条例に基づき適切に処理されたい。」については、留萌市債権管理条例に基づき、適正に処理する。
- ・ 「母子福祉修学基金」における「納付勧奨通知が返戻になっているものがあるが、調査等は行っておらず、保証人に対しても請求はされていない。」、「基本的に納付勧奨通知以外の事務を行っていない。」について、留萌市母子福祉就学基金条例に基づき、債権に対する保証人を確認するなど、適正に処理する。
- ・ 「通園センター利用者負担金」における「納付勧奨通知の送付や電話での対応など個別の対応は行っているが、督促は送付されていない。」については、各利用者の最近の納付状況等を再度確認し、文書等を送付するなど、適正に処理する。
- ・ 「通園センター利用者負担金」における「時効が2年と短いことから、調査をし、徴収が困難な場合は、留萌市債権管理条例に基づき、適切な事務処理を求める。」については、利用者の最近の納付状況等を再度確認し、留萌市債権管理条例に基づき、適正に処理する。

### ③ 滞納整理について努力が払われているか。

ア 時期を失せず、強制執行等の措置がとられているか。また、その手続は適性か。

- ・ 「留萌市奨学基金」における「連帯保証人との交渉に終始しているが、本来借受人に債務が生じるものであり、借受人本人との交渉も必要と思われる。職業や居所の把握も必要である。」については、今年度中に職業や居所の把握に努め、適正に処理する。
- ・ 「留萌市奨学基金」における「速やかな回収対応を図ることが必要であり、留萌市奨学金滞納整理事務処理要綱に基づいて適切に処理されたい。」については、要綱制定後に貸し付けを行った者については、当該要綱に基づき適正に処理しており、要綱の施行前に発生した滞納についても電話連絡や臨戸による徴収等を図り適正に処理する。
- ・ 「保育実施費負担金」における「実質的に督促状、納付催告書の送付が主な事務内容であり、独自の滞納者の状況調査が行われていない。」「滞納繰越分収入未済額が14,000千円と多額である。留萌市債権管理条例に基づき、整理を進めてほしい。」「納付したものとそうでないものとの不公平感が生じることのないよう、調査をし、平成28年度より行っている児童手当から保育料の直接徴収(特別徴収)を進めるなど、留萌市債権管理条例に基づき、適正な事務処理を図るとともに滞納整理を進められたい。」については、留萌市債権管理条例のほか、留萌市保育料滞納整理事務処理要綱、留萌市児童手当からの保育所保育料特別徴収事務取扱要綱に基づき、適正に処理する。
- ・ 「児童福祉費返還金」における「執行停止にあたり、預貯金調査を行っていないなど、生活の実態や収入状況が十分に把握されていないことから、面談や実態調査等を詳細に記録し、滞納整理に努められたい。」については、留萌市児童扶養手当過払金事務取扱要綱に基づき、滞納者の現状を把握するなど、適正に処理する。【再掲】
- ・ 「児童福祉費返還金」における「今後の事務処理については、留萌市債権管理条例に基づき厳正な事務処理を要望する。」については、留萌市債権管理条例に基づき、適正に処理する。
- ・ 「母子福祉修学基金」における「留萌市債権管理条例(第8条)に基づき厳正に処理していただきたい。その前段にて徹底した調査を求める。」については、留萌市債権管理条例に基づき、適正に処理する。
- ・ 「学童保育実施費負担金」における「古い滞納分を一括で債権放棄し不納欠損としているが、滞納者に状況調査を尽くしておらず漫然たる処理である。公平を保つためにも、しっかりと調査し、原因を突き止め、早期に整理していただきたい。」「現状残っている未済額は、留萌市債権管理条例に基づき適

切な処理に努められたい。」については、留萌市債権管理条例のほか、留萌市留守家庭児童会運営負担金徴収事務処理要綱に基づき、適正に処理する。

イ 必要に応じ徴収停止、履行期限の延長、債務の免除等の緩和措置がとられているか。また、その手続は適性か。

指摘なし。

④ 延滞金等は適性に徴収しているか。また、これを免除しているものについては、理由及び手続は適性か。

指摘なし。

⑤ 不納欠損処分は適時、かつ厳正におこなわれているか。

ア 時効の起算点に誤りはないか。

指摘なし。

イ 不納欠損処分に至るまでに徴収努力を尽くしているか。また、その記録はあるか。

- ・ 「学童保育実施費負担金」における「古い滞納分を一括で債権放棄し不納欠損としているが、滞納者に状況調査を尽くしておらず漫然たる処理である。公平を保つためにも、しっかりと調査し、原因を突き止め、早期に整理していただきたい。」「現状残っている未済額は、留萌市債権管理条例に基づき適切な処理に努められたい。」については、留萌市債権管理条例のほか、留萌市留守家庭児童会運営負担金徴収事務処理要綱に基づき、適正に処理する。【再掲】

ウ 時効完成等により既に消滅した債権が未整理のままになっているものはないか。

指摘なし。

⑥ 平成25年度実施の当該定期監査において講ずることとされた処理がなされているかどうか。

- ・ 「留萌市奨学基金」における「速やかな回収対応を図ることが必要であり、留萌市奨学金滞納整理事務処理要綱に基づいて適切に処理されたい。」については、要綱制定後に貸し付けを行った者については、当該要綱に基づき適正に処理しており、要綱の施行前に発生した滞納についても電話連絡や臨戸による徴収等を図り適正に処理する。【再掲】

- ・ 「保育実施費負担金」における「実質的に督促状、納付催告書の送付が主な事務内容であり、独自の滞納者の状況調査が行われていない。」「滞納繰越分収入未済額が14,000千円と多額である。留萌市債権管理条例に基づき、

整理を進めてほしい。」「納付したものとそうでないものとの不公平感が生じることのないよう、調査をし、平成28年度より行っている児童手当から保育料の直接徴収(特別徴収)を進めるなど、留萌市債権管理条例に基づき、適正な事務処理を図るとともに滞納整理を進められたい。」については、留萌市債権管理条例のほか、留萌市保育料滞納整理事務処理要綱、留萌市児童手当からの保育所保育料特別徴収事務取扱要綱に基づき、適正に処理する。

**【再掲】**

- ・ 「児童福祉費返還金」における「執行停止にあたり、預貯金調査を行っていないなど、生活の実態や収入状況が十分に把握されていないことから、面談や実態調査等を詳細に記録し、滞納整理に努められたい。」については、留萌市児童扶養手当過払金事務取扱要綱に基づき、滞納者の現状を把握するなど、適正に処理する。**【再掲】**
- ・ 「児童福祉費返還金」における「今後の事務処理については、留萌市債権管理条例に基づき厳正な事務処理を要望する。」については、留萌市債権管理条例に基づき、適正に処理する。**【再掲】**
- ・ 「母子福祉修学基金」における「留萌市債権管理条例(第8条)に基づき厳正に処理していただきたい。その前段にて徹底した調査を求める。」については、留萌市債権管理条例に基づき、適正に処理する。**【再掲】**
- ・ 「学童保育実施費負担金」における「古い滞納分を一括で債権放棄し不納欠損としているが、滞納者に状況調査を尽くしておらず漫然たる処理である。公平を保つためにも、しっかりと調査し、原因を突き止め、早期に整理していただきたい。」「現状残っている未済額は、留萌市債権管理条例に基づき適切な処理に努められたい。」については、留萌市債権管理条例のほか、留萌市留守家庭児童会運営負担金徴収事務処理要綱に基づき、適正に処理する。**【再掲】**
- ・ 「通園センター利用者負担金」における「納付勧奨通知の送付や電話での対応など個別の対応は行っているが、督促は送付されていない。」については、各利用者の最近の納付状況等を再度確認し、文書等を送付するなど、適正に処理する。**【再掲】**

**⑦ その他**

- ・ 「留萌市奨学基金」における「収入調定報告書の訂正箇所には訂正印のないものがあつた。訂正印は金額の訂正のみならず、誰が訂正したか確認するものでもある。」については、平成29年度から適正に処理する。